

## ふるさと納税の高額返礼は何のため

総務省は、ふるさと納税制度の抜本的な見直しをすると公言しました。

その内容は、以下のとおりです。

「寄付金に対する自治体の返礼品の額の割合が3割超の場合や、返礼品が地場産品でない自治体への寄付は、税優遇の対象から外す。」

なぜ、返礼割合が高いと問題になるのでしょうか？

簡単な設例を用意しました。

- ・現状の税金収入は、A市 1,000、B市 3,000。
- ・A市は400のコスト(返礼品)をかけて、1,000の税金を集める(ふるさと納税)。
- ・寄付金控除は無視する。

	現状		ふるさと納税導入後	
A市の税金収入	1,000		2,000	
ふるさと納税に係るコスト	0	1,000	△400	1,600
B市の税金収入	3,000		2,000	
ふるさと納税に係るコスト	0	3,000	0	2,000
A市とB市の税収合計		4,000		3,600

A市はふるさと納税という名の寄付を得ることで、税金収入を純額で600増やしました。

ところが、その行為はB市の税金を奪ったことになるので、A市とB市の全体で考えてみると税金収入を400減らしてしまったのです。

ふるさと納税は、自治体から見れば「税金の奪い合い」に他なりません。

そのためのコストである返礼品を多額にすると、社会全体でのソン(税収減＝公共サービスの低下)が大きくなってしまいます。

ふるさと納税によってトクをするのは、寄付の結果返礼品をもらった個人と寄付をもらった自治体だけなのです。



2016 年度には、全体の 65%に当たる 1,156 の自治体で返礼割合が 3 割を超えていました。総務省は、返礼割合を 3 割以下に抑えることと、返礼品は地場産品に限ることを大臣通知によって、各自治体へ要請しました。

2018 年 9 月 1 日時点の調査では、依然として 246 の自治体(全体の 14%)が返礼割合 3 割を超えているそうです。10 月末までに見直すと意思表示した自治体を除くと 174(全体の 10%)になります。

総務省のアクションが遅すぎる、と私は思います。

実は、政権与党は平成 27 年度税制改正大綱において、「ふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市町村に要請する。」と諫めていたのです。

関連記事はこちらです。

### [平成 27 年度税制改正の主な具体的内容 その 1](#)

自分さえよければいい、ではいけませんね。

ふるさと納税で集めた寄付の使い道が明確かつ納得できるものになっていれば、返礼品がなくとも賛同してくれる寄付者は現れるはずですよ。